出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（永住許可） **第二十二条**　法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［一～三　略］ 四　年間の収入に関する文書 五　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 ［２～４　略］	（永住許可） **第二十二条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［２～４　同上］

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
教授	［略］	一　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 二　年間の収入に関する文書 三　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書
芸術	［略］	［一・二　略］ 三　年間の収入に関する文書 四　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
［同上］	［同上］	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
［同上］	［同上］	［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］